

## 5 交通

### 1、心身障害者自動車燃料費(ガolin等)・タクシー料金の給付

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

電車やバス等の公共交通機関を利用することが困難な方に、自動車燃料費又はタクシー料金を給付します。

<対象者> 手帳の等級が次のいずれかの方

- ① 視覚障害1・2級
- ② 上肢・下肢または体幹機能障害1～3級
- ③ 内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸)1・3級
- ④ 内部障害(免疫・肝臓)1～3級
- ⑤ 聴覚障害2級
- ⑥ 愛の手帳1・2度
- ⑦ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症

<認定手続き> 身体障害者手帳または愛の手帳と、本人名義の預金口座のわかるものを持って申請してください。認定後は、年3回に分けて状況報告書を提出してください。

<助成内容> 月単位でタクシー、ガolin・軽油の料金助成のいずれかを選択していただきます。各期最高10,000円(ガolin使用の場合は200ℓ)となります。

※ 第1期(4～7月)、第2期(8～11月)、第3期(12月～3月)

- ① タクシー料金は使用した料金(運賃のみ助成)
- ② ガolin料金は1リットルにつき50円
- ③ 軽油料金は1リットルにつき30円

※ 各期の途中で申請や受給資格を喪失された場合、期間内の対象月数×2,500円が支給上限額となります。

<助成制限> 次の場合は対象となりません。

- ① 施設に入所されている場合
- ② 通勤・通学・営業にご利用される場合

<対象期間及び支払い予定>

各期間ごとに状況報告書等に燃料費・タクシー料金の領収書を添付してご提出ください。

	対象期間(領収書の日付)	提出期限	支払い予定
第1期	4月～7月分	8月10日	9月末頃
第2期	8月～11月分	12月10日	1月末頃
第3期	12月～3月分	4月10日	5月末頃

※タクシー料金は障害者手帳提示による運賃割引制度(1割引)を利用した料金の領収書(日付が記入されているもの)が助成対象となります。

※状況報告書(申請書)は、障害福祉課、平尾・若葉台出張所で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。また、すでにお持ちの状況報告書のコピーでもご利用いただけます。

## 2. タクシー運賃の割引

◆問い合わせ 東京ハイヤー・タクシー協会 TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665

東京都個人タクシー協会 TEL 03-3947-1461 FAX 03-3947-9167

障害者がタクシーを利用する場合、手帳に貼付された写真の提示により本人確認が行われた場合、運賃が1割引となります。

※ 精神障害者保健福祉手帳による割引は一部適用していない会社があります。また、都外については現地タクシー会社にお問い合わせください。

<対象者> 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

<割引率> メーター表示額の1割引（割引後の10円未満は切捨て）



## 3. 都営交通の無料パス(身体障害者・知的障害者等)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）を無料又は割引で利用できます。

（70歳以上の方はシルバーパスかどちらかお選び下さい）

<対象者> 都内に居住する身体障害者手帳または愛の手帳を所持する本人と介護者

※戦傷病者、原爆被爆者、生活保護受給世帯、中国残留邦人、児童扶養手当受給世帯、被擁護者も対象となりますが、割引率、有効期間、手続きの方法が下記とは異なる場合がありますのでお問い合わせください。

<割引率> ① 本人は無料。

② 介護者が同乗する場合、手帳と無料パスを提示し乗車券を購入すると普通乗車券、定期券とも5割引（ただし、バスの定期券は3割引）となります。

<有効期間> 発行日から3年の範囲内で最後の誕生日月末まで。

<手続き> 身体障害者手帳または愛の手帳を持って申請して下さい。

更新申請は、有効期限誕生日の初日からお手続き可能です。

<PASMO>

- 磁気式の無料乗車券をPASMO（ICカード式）と交換することができます。
- 交換場所は都営地下鉄の定期券発売所（本八幡駅を除く）、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（日暮里駅）です。
- PASMOをお持ちでない場合はデポジットとして500円が必要です。（第一種身体障害者又は第一種知的障害者の大人と、介護者1名に対して障害者PASMO2枚1組が購入できます。詳しくは、都営交通お客様センター 電話03-3816-5700、FAX03-3812-7640までお問い合わせください。）

## 4、都営交通乗車証の発行(精神障害者)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

都営交通(都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)に無料で乗車できます。  
ただし、シルバーパス、その他の無料乗車券の所持者は対象外です。

< 対象者 > 都内に居住する精神障害者保健福祉手帳を所持する方

< 申請・発行窓口 > 障害福祉課又は23区内の都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所(本八幡駅を除く)で申請してください。

発行窓口は乗車証の種別により以下のとおりです。

○紙券・・・障害福祉課及び都電・都営バス定期券発売所

○磁気券及びICカード・・・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

< 手続き > 申請窓口で精神障害者保健福祉手帳を提示し、申込書に必要事項を記入してください。  
その場で発行します。なお、有効期限が過ぎた手帳や手帳申請書の控えでは発行できませんのでご注意ください。

< 有効期間 > 発行日から2年間です。有効期限の13日前から継続手続きができます。

## 5、国内航空運賃、旅客船・フェリー運賃の割引

身体障害者手帳や愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、運賃が割引になる場合があります。  
割引率、割引対象者につきましては各会社にお問い合わせください。

## 6、民営バス運賃の割引(身体障害者・知的障害者)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

< 対象者 > ① 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者  
② 上記の手帳所持者と同乗する介護人  
(1名まで。第2種身体障害者は、福祉事務所長が介護の必要性を認めた場合のみ)

< 割引方法 > ・普通乗車券

① 手帳所持者本人は、運賃支払の際に乗務員に各手帳を提示

② 介護人は、手帳所持者と同乗し、運賃支払の際に乗務員に割引証を提示

※割引証は、手帳所持者に交付されます。あらかじめ手続きが必要です。

※PASMO・Suica等をご利用になる場合は、運賃支払の際、事前に乗務員にお申出ください。

・定期券

「定期券割引購入申込書」の交付を受け、定期券売り場窓口に提出してください。ただし、バス会社によっては、継続定期の購入時は手帳の提示のみでよい場合があります。

< 割引率 > ① 普通乗車券 5割引  
② 定期乗車券 3割引

＜割引証の交付＞障害者手帳を持って下記の場所で申請してください。

- ① 身体障害者（児） 稲城市役所障害福祉課
- ② 知的障害者（児） 愛の手帳交付時に割引証は同封されています。

※第一種身体障害者又は第一種知的障害者の大人と、介護者1名に対して障害者PASMO2枚1組が購入できます。詳しくは、東京都交通局電車部営業課 電話 03-5320-6046 まで問い合わせください。

＜利用路線＞東京都の区域内に路線（他県に乗り入れをしている路線を含む。）を有する民営バス。  
ただし、一部コミュニティバスは対象外です。

## 7. 民営バス運賃の割引(精神障害者)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

＜対象者＞ 東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（ご本人のみ）

＜割引方法＞運賃支払の際に、手帳の写真が見えるように乗務員に提示してください。PASMO・Suica等をご利用になる場合は、運賃支払の際、事前に乗務員にお申出ください。

＜割引率＞ 運賃が半額になります。定期券は割引になりません。

＜適用範囲＞東京都内を運行する一般路線バスの都内区間です。東京都内で乗車し、かつ東京都内で降車（下車）する場合のみ適用になります。

## 8. i(あい)バスの割引

◆問い合わせ 小田急バス新百合ヶ丘営業所 TEL042-299-9196

稲城市循環バス（愛称：iバス）は、市立病院や市役所などの公共施設や駅を結ぶ、皆さんの日常の足として利用できるバスです。



＜提示することにより半額割引になります＞

- 身体障害者手帳
- 愛の手帳(療育手帳)
- 精神障害者保健福祉手帳（東京都発行のものに限る）  
（子ども運賃は提示による割引はありません）

※障害者手帳アプリ（ミライロID）の提示でも可。

※iバスについての詳細は市役所1階総合案内のほか、市内公共施設、バス車内で配布している『路線図・時刻表』をご覧ください。

## 9. JR等の運賃の割引

＜対象者＞ 身体障害者手帳又は愛の手帳の運賃減額欄に、第1種または第2種と記載されている方とその介護者（介護者は第1種のみ）

＜手続き＞ 乗車券等を購入するときに、身体障害者手帳または愛の手帳を発売窓口に表示します。

<割引内容> 詳しくは駅の窓口へお願いします。

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱い区間
介護者付添いの利用	第1種 普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（JR線のみ）	5割（バスの定期は3割） ※介護者も同率	JR線（航路・バスを含む）、及び連絡社線の各駅相互間
	12歳未満の第2種 定期券 （介護者は通勤定期のみ）		
単独利用	第1種 第2種 普通乗車券	5割	同上 ※ただし、鉄道・航路は片道100kmを超える区間に限ります

## 10、有料道路通行料金の割引

◆問い合わせ 有料道路ETC割引登録係 045-477-1233

オンライン申請窓口 <https://www.expressway-discount.jp>

障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

- <対象者>
- ① 障害者ご本人が運転される場合  
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
  - ② 障害者ご本人以外が運転され、障害者ご本人が同乗される場合  
身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている方のうち「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」と記載されている方

※自動車を保有されていない場合でも申請は可能です。

<割引率> 通常料金の5割引

<有効期間> 新規申請の方は申請をした日から2回目の誕生日まで  
更新申請の方は申請をした日から3回目の誕生日まで  
※更新申請は、割引有効期限の2ヶ月前からできます。

<手続き> 次の必要書類を持って申請してください。（事前申請が必要です。）  
有料道路通行の際は、料金所で収納員に障害者手帳の必要事項が記載された箇所を提示してください。ETCをご利用の方は、高速道路株式会社より「登録結果のご案内」の通知が届いた後に、ETCが割引となります。

手帳をみせて通行される方	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳、愛の手帳</li> <li>② 運転免許証（本人運転のみ）</li> </ol>
ETCを利用して通行される方 （登録は障害者1人につき1台まで）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳、愛の手帳</li> <li>② 自動車車検証（電子化に伴い自動車検査証記録事項もしくは車検閲覧アプリを持参してください）</li> <li>③ 運転免許証（本人運転のみ）</li> <li>④ ETCカード（原則障害者本人様名義のもの）</li> <li>⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書</li> </ol>

## 11. ハンディキャブ事業(福祉有償運送)

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会 TEL 378-8426 (直通) FAX 379-3722  
Eメール: [zaitaku@inagishakyo.org](mailto:zaitaku@inagishakyo.org)

身体障害者や介助の必要な高齢者で、単独で公共交通機関の利用が困難な方を対象として、ハンディキャブ車両による移送サービスを提供します。(会員制)

- <対象者> 稲城市在住・在宅で、車いすを利用されている方、又は単独でタクシー等公共交通機関の利用が困難な方。
  - <会員登録> ハンディキャブ事業の会員登録が必要です。(年会費 500 円)
  - <利用時間> 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(祝日・年末年始を除く)
  - <利用方法> 事前に予約が必要です。
  - <利用範囲> 発着地のいずれかが稲城市で、福祉センターを中心として直線距離 25km 以内。
  - <利用料金> 市内片道 500 円 市外 10Km 圏内片道 800 円 市外 10Km 圏外片道 1,500 円
- ※ご利用に際しては担当職員が訪問し、事業内容と利用説明をいたします。

## 12. 交通事故の被害者救済対策

◆問い合わせ 国土交通省 03-5253-8111 (代表電話)  
ホームページ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>

国土交通省では、交通事故に遭われた方や交通事故により障害が残った方を対象に各種制度や手続きの周知・ご案内をしています。

## 13. 自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成

18歳以上で基準に該当する方は自動車教習費及び自動車改造費の助成を受けることができます。  
詳細はP71~73をご参照ください。

## 14. 駐車禁止等除外標章の交付

◆問い合わせ 多摩中央警察署 交通総務係 TEL 375-0110  
警視庁ホームページアドレス <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

標章の交付を受けた障害者本人が、現に使用中の車両であり、かつ標章を車両の前面ガラスの見やすい箇所に正しく掲出することにより、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の一部から除外されます。詳しくは多摩中央警察署までお問い合わせください。

<対象者>

都内に住所を有し、下表に記載する手帳の種別、障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1～3級、4級の1	
	聴覚障害	2級又は3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2 (両上肢に著しい障害がある方)
		下肢機能障害	1～4級
		体幹機能障害	1～3級
		害運動機能障	上肢機能
	移動機能		1～4級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	1級又は3級	
	免疫、肝臓機能障害	1～3級	
(再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方)			
愛の手帳	1度又は2度(3・6・12・18歳到達時の更新申請が終了している方)		
精神障害者保健福祉手帳	1級の方でかつ精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている方		